

## 平成 23 年度定期監査(10) 監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、平成 23 年度定期監査(10)の監査結果をつぎのとおり公表する。

なお、小泉純二監査委員および田代孝海監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、政務調査費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 24 年 1 月 23 日から同年 2 月 8 日までの間において実日数 9 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 23 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 22 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続きが適正に行われているか、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。特に、契約事務および会計事務については、確認・点検体制が確立され、有効に機能しているかといった内部統制機能にも重点をおいて実施した。

##### (3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、有休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取等)および「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止取組方針(平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添)」が遵守されているか。

##### (4) 監査対象部課

ア 教育委員会事務局学校教育部

- (ア) 庶務課
- (イ) 新しい学校づくり担当課
- (ウ) 学務課
- (エ) 施設給食課
- (オ) 教育指導課
- (カ) 総合教育センター（以下の施設を含む。）
  - ・練馬教育相談室
- イ 教育委員会事務局生涯学習部
  - (ア) 生涯学習課（以下の施設を含む。）
    - ・練馬公民館、美術館
    - ・岩井少年自然の家
  - (イ) スポーツ振興課（以下の施設を含む。）
    - ・総合体育館、桜台体育館、上石神井体育館、東台野球場、学田公園野球場、光が丘体育館
  - (ウ) 光が丘図書館（以下の施設を含む。）
    - ・練馬図書館、石神井図書館、稻荷山図書館
- ウ 選挙管理委員会事務局
- エ 議会事務局

## 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、つぎの2点について指導した。

- (1) エレベーター保全業務委託の履行確認について不十分な事例が見られた。
- (2) 簡易工事の事務手続きについて不適切な事例が見られた。